沖縄県の市町村国保事業に対する財政支援を求める意見書

沖縄県の市町村の国民健康保険財政状況は、2009年度以降、急激に悪化している。

その大きな要因は、2008年度に創設された「前期高齢者財政調整制度」が沖縄県にとって不利に働く交付金算定方式となっていることにある。

沖縄県の市町村国保財政は、国保加入者の1人当たり所得が全国平均で67万6000円、沖縄県で40万5000円と全国で最も低くなっている。その上、沖縄戦の影響により前期高齢者が少ない沖縄県は、前期高齢者交付金が他県に比べて極端に少なく赤字の額が拡大し、2014年度は109億円の赤字となり危機的状況になっている。

政府は、2018年度の都道府県への移管に際して予定している3400億円の追加支援で国保加入者1人当たり約1万円の財政改善効果があるとしているが、2018年度以降も、沖縄県は赤字が継続することが予測されている。

本県の国保加入者の平均所得は全国で最も低く、保険料負担率は全国平均を上回っている。一方で、医療給付費は全国平均を大きく下回っており、このことが赤字の主な要因ではない。しかも国保税の徴収率は93%以上である。国保税収が300億円程度の沖縄県市町村国保で、109億円の赤字を解消するために国保税の引き上げや医療費の抑制などで補うには保険者努力の限界を超え大変厳しい状況である。

よって、本県議会は、沖縄県市町村国保の赤字の大きな要因が前期高齢者交付金の算定方法にあることから、政府においては前期高齢者の加入割合が低い沖縄県の特殊事情を踏まえ、下記事項について特別の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 2017年度の特別調整交付金において、沖縄県の特殊事情に起因する市町村 国保の赤字に対するさらなる財政支援措置を講じること。
- 2 2018年度から実施予定である財政基盤強化策において、沖縄県の特殊事情に配慮した制度設計を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

沖縄県議会

衆 議 院 議 長 長 参 院 議 議 内 閣 総 理 大 臣 宛て 務 総 大 臣 務 大 財 臣 生 労 厚 働大 臣 沖縄及び北方対策担当大臣